

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者Aに対して、別の患者Bの個人情報が記載された書類（予約票）を誤交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bの氏名、患者ID、予約内容

2 事案の経過

○令和6年7月19日（金）

- ・外来において、患者Aの次回の予約を取る際に、患者Aの前に診察した患者Bの予約画面が電子カルテ上開いたままになっていたため、誤って患者Bの予約票を印刷し、未確認のまま患者Aに交付した。
- ・診察を終え帰宅された患者Aが、患者Bの書類が混入していることに気付かれ、センター外来受付に連絡が入った。主治医は外来対応中であったため折り返し患者Aに連絡し謝罪するとともに、患者Bの書類を回収することを説明した。
- ・主治医は、患者Bあてに経緯を説明し、謝罪した。

○7月22日（月）

- ・患者Aから患者Bの書類がセンターに返送され、回収した後適切に破棄した。

3 誤交付の原因

- ・主治医が患者Aあてに書類を交付する際、確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・患者へ書類交付する際、すべての書類の氏名を讀上げて確認することを主治医あて指導した。
- ・また、複数患者のカルテを同時に開いて診察をしないことを徹底するよう、併せて指導した。

これら指導内容について、センター内において、周知徹底してまいります。